

『令和6年度大分県ものづくり中小企業デジタル化推進事業費補助金』 公募案内

県内中小製造業者のIoT、AI等のデジタル技術活用に向けた

モデル的な取組に要する経費を補助します！



1. 補助金の概要

補助対象事業	IoT、AI等のデジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者のモデル的な取組 ※「モデル的な取組」とは、単なるシステム・機器等の導入ではなくデジタル技術の活用により生産性や付加価値の向上を図るために大分県内で実施する取組であって、他の中小企業者への波及効果が期待できるものをいいます。		
補助対象者	大分県内に事業所を有する中小製造業者 ※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるものであって、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類で製造業に分類されるもの。みなし大企業を除く。		
補助対象経費	機械装置・器具・システム等導入費、外注費、クラウド使用料 ※消費税及び地方消費税並びに振込手数料は除く。		
補助率／ 補助上限額	取組の内容	補助率	上限額
	IoT化	1 / 2	250万円
	AI化		500万円
ロボット化			
補助対象期間	交付決定日～令和7年2月14日（金）		
採択予定件数	3件程度		
審査方法	外部有識者等で構成される審査会で評価採点を行い、その結果を踏まえて採択案件を決定します。審査に当たっては、申請者から事業内容についてプレゼンテーションをしていただきます（6月中旬予定）。		

2. 募集期間

令和6年4月8日（月）～令和6年5月24日（金）（17:15 必着）

※応募に当たっては、令和6年5月17日（金）までに工業振興課に事前相談を行ってください。

事前相談がない場合の申請は受理できません。

3. その他

- 本事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14200/06monodeji.html>)
- デジタル技術活用に向けた計画策定にお悩みの際は、「おおいたスマートものづくり応援隊」をご活用ください。(<https://oita-iot.com/>)
- 令和元年度から令和3年度まで実施した「ものづくり中小企業IoTチャレンジ事業費補助金」を活用した事例をホームページでご紹介しています。(<https://oita-iot.com/cases/>)

(お問合せ先)

大分県商工観光労働部 工業振興課 黒木

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL : 097-506-3267 E-mail : kuroki-mai@pref.oita.lg.jp

**令和6年度
ものづくり中小企業デジタル化推進事業費補助金
公募要領**

募集期間：

令和6年4月8日（月）～5月24日（金）

大分県商工観光労働部工業振興課

1 事業の目的

本事業は、IoT、AI 等のデジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内ものづくり中小企業のモデル的な取組を支援することにより、県内ものづくり中小企業の生産性や付加価値の向上を図ることを目的とするものです。

2 事業概要

(1) 対象事業

IoT、AI 等のデジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者のモデル的な取組

※「モデル的な取組」とは、単なるシステム・機器等の導入ではなくデジタル技術の活用により生産性や付加価値の向上を図るために大分県内で実施する取組であって、他の中小企業者への波及効果が期待できるものをいいます。

(2) 事業期間

交付決定の日から令和7年2月14日（金）まで

(3) 補助率

補助対象経費の 1/2 以内

(4) 補助上限額

IoT 化の取組：250 万円

AI 化、ロボット化の取組：500 万円

取組	内 容
IoT 化	IoT の要素技術（各種センサー、機械出力によるデータ収集・分析、画像処理による判断、収集したデータの解析・判断による生産機械制御等）を組み込んだシステム・機器等を導入すること。
AI 化	AI の要素技術（データ、画像、経験等からの論理的な推論、学習、解析等を行うプログラム等）を組み込んだシステム・機器等を導入すること。
ロボット化	IoT 化又は AI 化によって得られたデータ、解析結果等に基づき、コンピュータを介して作業の自動化・効率化を実現するためにロボットを導入すること。

(5) 募集件数 3 件程度

3 対象となる事業者

大分県内に事業所を有する中小企業（※1）のうち、日本標準産業分類の製造業に分類される事業を行うもので、みなし大企業（※2）を除く。

※1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業

※2 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業

4 補助対象経費

(1) 経費区分・内容

経費区分	内 容
機械装置・器具・システム等導入費	機械装置等（補助事業のために使用される機械・装置、部品（センサー・カメラ等）、工具・器具（測定工具、検査工具、入力端末等、通信機器等）及び専用ソフトウェアの購入、製作、改良、据付け、運搬に要する経費（システム開発を要する場合を含む。）
外注費	補助事業の実施に必要なシステム等の開発・設計、電気工事等の外注に要する経費
クラウド使用料等	補助事業のために利用するクラウドの使用料及び通信料（交付決定日以降に契約し、事業終了日までに支払った費用に限る。）

【補助対象外経費】

- ・消費税及び地方消費税並びに振込手数料
- ・システム導入目的以外の機械設備や汎用性があり目的外使用となり得るもの（事務処理用の PC 関連機器、スマートフォン端末、プリンタ等）
- ・補助金交付決定日前に発注、購入若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を完了したもの
- ・自社製品の購入
- ・中古品の購入

(2) 補助対象経費の基本的な考え方

- 公的資金を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・適法性・正確性に十分留意すること。
- 事業期間内に契約・検収が完了する経費であること。
- 補助対象であること（使途、単価、規模等）の確認が可能で、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費であること。

5 応募手続

(1) 公募期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月24日(金) (17:15 必着)

(2) 事前相談・協議

応募に当たっては、令和6年5月17日(金)までに工業振興課に事前相談を行うこと。
(事前協議が整ったもの（要件の確認が完了したもの）について、申請が可能です。)
事前相談がなされていない事業の申請書は、受理できません。

お問い合わせ先

大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 黒木

TEL : 097-506-3267

MAIL : kuroki-mai@pref.oita.lg.jp

(3) 提出書類

- ・ 正本1部、副本5部を提出してください。(②-1は正本のみに添付)
 - ① 事業認定申請書(様式1)
 - ② 添付書類
 - ②-1 誓約書(様式2)
 - ②-2 事業の内容が分かる資料(システム・機器等のカタログ等)
 - ②-3 直近2期分の決算書の写し(貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書を含む。))
 - ②-4 企業概要資料(自社パンフレット等)
- ・ 提出書類は、A4サイズに統一してください。

(4) 提出先

募集期間内に以下の提出先あて、郵送又は直接提出してください。

※ 令和6年5月24日(金) 17:15 必着

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 宛

(5) 注意事項

- ・ 申請書作成に係る費用及び審査会出席に係る費用は応募者の負担になります。
- ・ 応募いただいた書類は返却しません。
- ・ 令和元年度から令和3年度までに実施した「ものづくり中小企業IoTチャレンジ事業費補助金」を活用した企業は、本事業においてIoT化に関する取組について応募することはできません。

6 事業採択の決定方法

(1) 審査方法等

外部有識者等で構成される審査会で評価採点を行い、その結果を踏まえて採択案件を決定します。審査手順は形式審査を経て、申請者から取り組もうとしている事業内容についてプレゼンテーションをしていただきます。(6月中旬予定)

※ 審査会は非公開で行い、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の点について評価・採点を行います。

- ① 課題と解決方法
 - ・ 自社の課題を具体的に分析し、把握しているか
 - ・ 課題に対してのデジタル化による解決方法が適切か
- ② 事業計画の妥当性
 - ・ 生産性向上に向けた目標設定が明確で適切か
 - ・ 事業計画が具体的で、スケジュール設計が適切か
 - ・ 事業期間内で十分な効果が見込まれるか

③ 事業のモデル性・新規性

- ・事業の内容は他の県内企業においても取り組めるモデル的な内容であって、これまでの補助金活用事例と異なる新規性のある取組か

④ 実施体制

- ・事業遂行に係る社内体制が的確か

【加点項目】

- ・「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」又は「おおいた働き方改革推進優良企業表彰」の受賞者に該当すること
- ・事業実施主体代表者が「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けていること
- ・事業実施主体代表者が「しごと子育てサポート企業の認定」を受けていること
- ・「パートナーシップ構築宣言」登録企業であること
- ・「おおいたスマートものづくり応援隊」による支援を受けていること

(注) おおいたスマートものづくり応援隊は、(公財)大分県産業創造機構が設置するデジタル化導入支援グループです。

※ おおいたスマートものづくり応援隊に係る問合せ先

(公財)大分県産業創造機構 取引振興課 TEL : 097-534-5019

(3) 採否の通知

採否の結果について、後日、応募者宛書面により通知します。

採択となった者は、別途「デジタルものづくり推進事業費補助金交付要綱」に基づく、補助金の交付に係る手続を行っていただきます。

なお、不採択の理由についての問合せには応じません。

(4) 公表

採択となった場合には企業名、取組名、取組の概要等を公表します。

7 補助条件 (主なもの)

- 事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに報告し、その指示を受けること
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図ること
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること
また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること
- 補助事業が完了した日の属する年度から起算して3年間、デジタル技術を活用したシステム・機器等の導入効果等について報告すること
- 交付決定後、補助事業の情報(企業名、取組名、補助金額、実施内容)等の公表及び県が実施する事業における工場見学が可能であること

8 その他注意事項

- 補助金交付手続の中で補助対象外経費が含まれていることが分かった場合は、当該経費について補助対象経費から除きます。
- 交付される補助金額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- 補助事業が適切に行われたかを確認するため、補助事業完了後は工業振興課職員が現地訪問のうえ、書類検査及び現物確認を行います。また、国の会計検査院による検査が入る可能性があります。
- 事業完了後3年間の成果報告時には、現地訪問のうえ効果等をヒアリングさせていただくことがあります。
- 令和元年度から令和3年度まで実施した「ものづくり中小企業 IoT チャレンジ事業費補助金」を活用した事例をホームページでご紹介しています。[\(https://oita-iot.com/cases/\)](https://oita-iot.com/cases/)